

証券コード 9715
平成22年3月4日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号

トランス・コスモス株式会社

代表取締役社長兼COO 奥 田 昌 孝

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙記載の当社議決権行使サイトにアクセスし電磁的方法（インターネット等）により行使いただくか（2頁ご参照）、いずれかの方法により議決権を行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成22年3月18日（木曜日）午後5時50分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年3月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区北青山三丁目6番8号
青山ダイヤモンドホール1階 ダイヤモンドルーム
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
決 議 事 項
議 案 当社とダブルクリック株式会社との吸収合併契約承認の件
以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 修正事項の通知方法
株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ(<http://www.trans-cosmos.co.jp/ir/>)において、その旨掲載しますので、あらかじめご了承ください。

【電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使サイトURL】

<http://www.webdk.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成22年3月18日（木曜日）午後5時50分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft®Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。)
(Microsoftは、米国 Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。)


【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。


株主名簿管理人

住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】

 0120-186-417 (24時間受付)

<その他のご照会>

 0120-176-417 (平日午前9時～午後5時)

【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及びその参考事項

議案 当社とダブルクリック株式会社との吸収合併契約承認の件

当社は、当社の子会社であるダブルクリック株式会社（以下「ダブルクリック」といいます。）との間で、平成22年1月25日付けで吸収合併契約（以下「本吸収合併契約」といいます。）を締結し、平成22年3月30日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ダブルクリックを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併の効力は、当社とダブルクリックが平成22年1月25日付けで締結した株式交換契約に基づき、平成22年3月29日を効力発生日として行われる、当社を株式交換完全親会社、ダブルクリックを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）の効力発生等を条件として生じるものといたします。

本議案は、本合併に伴い、当社個別決算にて抱合せ株式消滅差損として約11億円を計上することが見込まれるため、会社法第796条第3項但書及び第795条第1項の規定により、本吸収合併契約について、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

1. 吸収合併を行う理由

当社は、情報処理アウトソーシングビジネスの先駆けとして昭和41年に創業して以来、コールセンターサービス事業を中心に、デジタルマーケティング事業、サポートデスクサービス事業、システム開発、設計サービス事業等の事業を展開してまいりました。今日では、我が国有数のアウトソーサーとして、コンタクトセンター、データエントリー、ヘルプデスク、インターネットマーケティング領域において、主に人的な「運用力」を提供してきており、安定した顧客基盤及びアウトソーシングサービスにおける商材提供力を有しております。

一方、ダブルクリックは、創業以来、テクノロジーカンパニーとしてインターネット時代における新しいコミュニケーションのあり方に着目したサービスを提供してきております。しかしながら、いわゆるリーマンショック後の景気後退の影響を受け、ダブルクリックを取り巻く市場環境は大きく変化しつつあります。特に、ダブルクリックのお客様からは、お客様の更なる売上拡大とコスト削減のための「仕組み」の提供を求められております。

このように激変する環境の中で、当社とダブルクリックは、今般ダブルクリックがGoogle Inc.（以下「米国グーグル社」といいます。）またはその子会社

(以下米国グーグル社と併せて「米国グーグル社ら」といいます。)に譲渡することを予定しているDART事業(当該事業譲渡の概要については、後記3.(3)②(c)をご参照ください。)以外の3事業(メール配信事業、モバイルプロモーション事業及びWebサイト分析事業)を更に発展させていくためには、これらの事業を別々にお客様に提供するよりも、当社の提供する「運用力」と融合させたMarketing Chain Management (MCM) 全体の最適化を視野に入れた総合ソリューションの一環として提案することにより、更にお客様のニーズに合致し、ダブルクリックの有する経営資源の成長性及び将来性を高められるものと考えに至り、本株式交換を実施したうえで、本合併を行うことといたしました。

両社の本合併により、アウトソーサーである当社の有する運用力と、テクノロジープロバイダーであるダブルクリックの有するテクノロジーを融合させることによって、当社のグループ・シナジーを最大化させ、当社の企業価値の向上を図ってまいります。

2. 吸収合併契約の概要

当社がダブルクリックと平成22年1月25日に締結した本吸収合併契約の内容は、次のとおりです。

吸収合併契約書(写)

トランス・コスモス株式会社(以下「甲」という。)及びダブルクリック株式会社(以下「乙」という。)は、甲と乙との合併に関し、平成22年1月25日(以下「本契約締結日」という。)、次のとおり吸収合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(合併の方法)

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する(以下「合併」という。))。

(商号及び住所)

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1) 甲 : 吸収合併存続会社

商号 : トランス・コスモス株式会社

住所 : 東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号

(2) 乙 : 吸収合併消滅会社

商号 : ダブルクリック株式会社

住所 : 東京都品川区大井一丁目20番6号

(本合併に際して交付する金銭等及び金銭等の割当てに関する事項)

第3条 甲は、効力発生日（第5条に定義される。以下同じ。）の前日において、乙の全株式を所有しているので、本合併に際して、乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等（甲の株式及び金銭を含む。）の交付を行わない。

(乙の発行している新株予約権に関する事項)

第4条 本契約締結日に乙が発行している新株予約権については、効力発生日の前日までに、乙において取得し、これを消却する。

(本合併の効力発生日)

第5条 本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成22年3月30日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙が協議の上、これを変更することができる。

(株主総会)

第6条 甲は、平成22年3月19日を期日として株主総会を開催し、本契約及び本合併に必要な事項に関する承認を求めるものとする。但し、本合併の手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙が協議の上、これを変更することができる。

2. 乙は、効力発生日の前日において、甲が乙の全株式を所有しているので、会社法第784条第1項に定める略式合併の規定により、本契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本合併を行うものとする。

(会社財産の引継ぎ)

第7条 乙は、平成21年12月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

2. 乙は、平成21年12月31日から効力発生日に至るまでの乙の資産、負債及び権利義務の変動について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。

(その他の組織再編等)

第8条 甲及び乙は、平成22年1月25日に甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結し、平成22年3月中に開催予定の乙の株主総会における承認が得られることを条件として、平成22年3月29日（以下「株式交換効力発生日」という。）を効力発生日として株式交換を行う予定であることを確認する。

2. 甲及び乙は、甲及び乙が、Google Inc.（以下「米国グーグル社」という。）との間で平成22年1月25日付でAsset Purchase Agreementを締結し、当該契約に基づき、平成22年3月31日に乙（本合併の効力が生じた場合は甲）がその事業の一部を米国グーグル社及びその子会社に譲渡（以下「本事業譲渡」という。）する予定であることを確認する。
3. 甲及び乙は、平成22年3月中に開催予定の乙の株主総会における定款変更議案の承認が得られることを条件として、乙が平成22年3月31日付で商号をTCI MCMソリューション株式会社（英文名TCI MCM Solution Inc.）に変更する予定であることを確認する。

（会社財産の管理等）

第9条 本契約に定める場合を除き、甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの事業を遂行するものとし、通常の業務の範囲外の行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを実行する。

（合併条件の変更及び本契約の解除）

第10条 本契約締結日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙いづれかの資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本合併の実行に重大な支障となる事象が生じたときは、甲及び乙は、速やかに協議し合意の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

2. 前項に規定する場合のほか、本事業譲渡が平成22年3月31日に実行されないことが合理的に見込まれる場合は、甲及び乙は、速やかに協議し合意の上、効力発生日の変更や本契約の解除をすることができる。

（契約の効力）

第11条 本契約は、効力発生日の前日までに、(i)甲の株主総会の決議による本契約の承認が得られないとき、(ii)第8条第1項に規定する株式交換が株式交換効力発生日に効力を生じないとき、又は(iii)法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通ずつ保有するものとする。

平成22年1月25日

甲： 東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号
トランス・コスモス株式会社
代表取締役社長兼COO 奥田昌孝 ㊞

乙： 東京都品川区大井一丁目20番6号
ダブルクリック株式会社
代表取締役社長 中山 善光 ㊞

3. 会社法施行規則第191条各号に掲げる事項の内容の概要

- (1) 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

本合併の効力は本株式交換の効力発生を条件として生じるものであり、本合併の効力発生日の前日において、吸収合併存続会社である当社は吸収合併消滅会社であるダブルクリックの全株式を所有しているため、本合併に際して、ダブルクリックの株主に対して、その株式に代わる金銭等（当社の株式及び金銭を含みます。）の交付は行いません。

- (2) ダブルクリックの最終事業年度に係る計算書類等の内容
13頁から45頁に記載の参考資料のとおりであります。

- (3) 合併当事会社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 当社

(a) ダブルクリックとの株式交換

当社及びダブルクリックは、前記1. に記載のとおり、平成22年1月25日付で、当社を株式交換完全親会社、ダブルクリックを株式交換完全子会社とする本株式交換に係る株式交換契約を締結いたしました。本株式交換の概要は以下のとおりです。

(i) 効力発生日

本株式交換は、平成22年3月8日に開催予定のダブルクリックの臨時株主総会における承認が得られることを条件とし、平成22年3月29日を効力発生日として行われる予定です。なお、本株式交換は、当社においては、会社法第796条第3項に規定される簡易株式交換の手続により、株式交換契約に関する株主総会の承認

を経ずに行われる予定です。

また、本株式交換の結果、ダブルクリックは、平成22年3月24日に上場廃止となる予定です。

(ii) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換により、普通株式1,871,748株をダブルクリックの株主に対して割当交付いたしますが、交付する株式には、当社が保有する自己株式を充当する予定です。本株式交換により当社がダブルクリックの発行済株式（当社が保有するダブルクリックの株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるダブルクリックの株主名簿に記載又は記録された株主（但し、当社を除きます。）に対し、その所有するダブルクリックの普通株式1株につき、当社の普通株式27株を割当交付することを予定しております。上記株式数は、平成21年9月30日現在のダブルクリックの普通株式の発行済株式総数203,669株、ダブルクリックが保有する自己株式数10,792株及び当社が保有するダブルクリックの普通株式の数123,553株を基準に算出したものです。

なお、ダブルクリックは、本株式交換の効力発生日の前日まで開催するダブルクリックの取締役会の決議により、本株式交換の効力発生日において保有する全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得する自己株式を含む。）を、当該株式買取請求に係る株式の買取りの効力発生後、基準時に先立ち、消却する予定です。

(b) 米国グーグル社らとの間の競業避止義務契約等の解除・事業譲渡等

当社は、ダブルクリック及び米国グーグル社との間で、平成22年1月25日付で、当社及び米国グーグル社間の競業避止義務契約等を終了し、同契約に基づく当社の権利を消滅させ、ダブルクリックの営むDART事業を米国グーグル社らに譲渡し（以下「本事業譲渡」といいます。）、DART事業に関するダブルクリック及び米国グーグル社間の契約（以下「DART契約」といいます。）等を終了させること等に合意いたしました。当社及びダブルクリックは、これらの取引の対価として、米国グーグル社らから合計金45百万米国ドルの支払いを受ける予定です。

なお、本事業譲渡の実行日は平成22年3月31日を予定しており、本合併の効力が予定通り発生した場合には、本事業譲渡はダブルクリックを吸収合併した当社により実行されることとなります。

米国グーグル社らとの上記取引により、当社は、個別決算及び連結決算にて特別利益として約37億円を計上する見通しであります。

(c) 特別損失の計上

前述のとおり、本合併の効力が生じた場合、当社は、個別決算にて抱合せ株式消滅差損として特別損失約11億円を計上する見通しであります。

(d) 株式会社TCIPlusとの合併

当社は、当社子会社である株式会社TCIPlus（以下「TCIPlus」といいます。）との間で、デジタルマーケティング分野の強化を目的として、平成22年2月17日付けで、当社を吸収合併存続会社、TCIPlusを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結いたしました。当該合併の概要は以下のとおりです。

(i) 効力発生日

上記合併は、平成22年3月31日を効力発生日として行われる予定です。なお、上記合併は、当社においては、会社法第796条第3項に規定される簡易合併の手続により、また、TCIPlusにおいては、会社法第784条第1項に規定される略式合併の手続により、それぞれ株主総会の承認を経ずに行われる予定です。

(ii) 合併により交付する株式数

当社は、上記合併により、当社以外のTCIPlusの株主に対して当社の普通株式140株（その所有するTCIPlusの普通株式1株につき、当社の普通株式7株）を割当交付いたしますが、交付する株式には、当社が保有する自己株式を充当する予定です。

(iii) TCIPlusの概要

1) 事業内容

BtoBメディアサービス事業

2) 最終事業年度における経営成績及び最終事業年度末日現在における財政状態

TCIPlusの最終事業年度（平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）における経営成績及び最終事業年度末日現在の財政状態の概要は以下のとおりです。

a) 純 資 産	:	38,352,965円
b) 総 資 産	:	236,325,430円
c) 売 上 高	:	335,716,290円
d) 営 業 利 益	:	△180,328,573円
e) 経 常 利 益	:	△142,898,120円
f) 当 期 純 利 益	:	△184,695,161円

② ダブルクリック

(a) 特別損失の計上及び業績予想の修正

ダブルクリックは、平成21年10月29日、米国グーグル社らとの間の仲裁手続（その概要については、後記(d)をご参照ください。）に関して、国際商業会議所仲裁法廷により平成22年3月29日を仲裁の裁定日とする旨の決定がなされたことに伴い、平成21年10月以降平成22年3月29日の仲裁裁定が終了するまでの弁護士等の追加費用として、167百万円を特別損失として計上するとともに、平成21年5月14日の決算発表時に公表した平成22年3月期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）第2四半期及び通期の業績予想を修正いたしました。

(b) 当社との株式交換

前記①(a)に記載のとおり、ダブルクリックは、当社との間で平成22年1月25日付けで締結した株式交換契約に基づき、当社を株式交換完全親会社、ダブルクリックを株式交換完全子会社とする本株式交換を行う予定です。

(c) 米国グーグル社らに対する事業譲渡

前記①(b)に記載のとおり、ダブルクリックは、当社及び米国グーグル社との合意に基づき、平成22年3月31日を実行日として本事業譲渡を行う予定です。なお、本合併の効力が予定通り発生した場合には、本事業譲渡はダブルクリックを吸収合併した当社により実行されることとなります。本事業譲渡の概要は以下のとおりです。

(i) DART事業部門の内容

DART for Publishers (DFP)	広告収益でWebサイトを運営する媒体社若しくはアドネットワーク運営会社向けにDART技術を一定期間貸し出すASP型のサービス
DART for Advertisers (DFA)	出稿した広告の一元管理や、広告をクリックして自社ホームページに訪れたユーザー動向の分析等を行いたい広告主や広告代理店向けにDART技術を一定期間貸し出すASP型のサービス
DART Enterprise (DE)	広告収益でWebサイトを運営する媒体社若しくはアドネットワーク運営会社向けに、インターネット広告の配信及び管理の機能を提供する他、eコマースサイトなどに対して効果的にコンテンツを配信するeCRM機能も提供する導入型ソフトウェア

(ii) DART事業部門の経営成績（平成21年3月期）

	DART事業 (a)	ダブルクリック 実績 (b)	比率 (a/b)
売上高	597百万円	1,574百万円	37.9%
売上総利益	161百万円	550百万円	29.3%
営業利益又は 営業損失 (△)	△14百万円	22百万円	—

(注) DART事業の営業損失につきましては、本社経費等の配賦後の数値であります。

(iii) 譲渡する資産・負債の項目及び金額

譲渡される資産は、DART事業に関する知的財産権、契約、その他のDART事業に係る技術的情報等を含みます。当社及びダブルクリックから米国グーグル社らに対して承継される契約における一定の未履行の債務を除き、米国グーグル社らは、当該譲渡により負債を承継しません。

(iv) 譲渡価額

当社及びダブルクリックは、本事業譲渡の譲渡対象資産、当社が契約等を米国グーグル社らに譲渡すること、ダブルクリック及び米国グーグル社間のDART契約等を終了させること、並びに当社及び米国グーグル社間の競業避止義務契約等を終了させることの

対価として、米国グーグル社らから合計金45百万米国ドルの支払いを受ける予定です。

(v) 譲渡時期

本事業譲渡の実行日は平成22年3月31日を予定しております。なお、本事業譲渡は会社法第467条第1項第2号の「事業の重要な一部の譲渡」に該当しないことから、事業譲渡契約に関する株主総会の承認を経ずに行われる予定です。

(d) 米国グーグル社らとの間の仲裁手続の終了

ダブルクリックは、平成20年10月以降、DART契約の誠実な履行を求めるため、米国グーグル社らに対して、仮処分及び仲裁申立てを行い、仲裁手続を開始・継続してきました。

しかしながら、ダブルクリックは、米国グーグル社らとの一連の係争及びこれがダブルクリックのDART事業に与える悪影響等を総合的に勘案した結果、米国グーグル社らから相当対価の支払いを受けることと引換えに、本事業譲渡を行い、DART契約等を終了させることにより、米国グーグル社らとの係争に終止符を打ち、テクノロジー事業に経営資源を集中することが、ダブルクリックの利益に資すると判断するに至りました。そこで、本事業譲渡に伴う米国グーグル社との合意において、本事業譲渡の実行を条件として、本事業譲渡の実行後に仲裁手続を終了させる旨合意いたしました。

(参考資料)

ダブルクリック株式会社

事業報告

(平成20年4月1日から)
(平成21年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及び成果

<外部環境について>

当事業年度におけるわが国経済は、米国の金融危機に端を発した世界同時不況により、日本経済を牽引してきた製造業を始めとする多くの企業の業績悪化が顕著となるなど、100年に一度の不況といわれるような厳しい状況となっております。

このような状況の下でも、当社の事業ドメインであるインターネット・マーケティング市場はインターネット環境利用者のブロードバンド化が進み、裾野は着実に拡大しておりますが、上記の様な景気の先行き不透明感を受け、企業の広告宣伝費、販売促進費等の抑制が危惧される状況になっております。

<当社の営業の概況>

このような環境下で、当社はさらなる顧客満足の創造に挑み続けるテクノロジーカンパニーとして、製品開発ならびに顧客企業との関係強化を図ってまいりました。

当社の主力製品のひとつであるASP型インターネット広告配信システム「DART for Publishers」(ダート・フォー・パブリッシャーズ)及び「DART for Advertisers」(ダート・フォー・アドバイザーズ)については、大容量化している広告クリエイティブに対応するために配信容量を3倍である300KBに拡大いたしました。「DART for Publishers」については、株式会社アクセス・パブリッシング、株式会社デジタルイズ、株式会社ルーク19、株式会社日経BP、等各社に導入いただき、市場での利用を拡大させました。リッチメディア広告ソリューション「DART Motif」(ダート・モティーフ)については、最大10MBまでの大容量動画、広告の配信及び効果測定をより簡便かつ容易に実現することが可能となる「EASY10」(イージーテン)のリリースを平成20年10月に行いました。楽天株式会社、株式会社西日本新聞社、等各社に導入いただくなど、営業活動は堅調に推移いたしました。ソフトウェア型インターネット広告配信シ

システム「DART Enterprise」（ダート・エンタープライズ）については、平成20年5月に当社主催のユーザーカンファレンス「DART Enterprise Summit」を開催し顧客との関係強化を図りました。また平成21年3月に広告主、広告入稿者双方のユーザビリティを向上させた、最新バージョンとなる「DART Enterprise 6.5」の提供を開始し、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン、株式会社フォアキャスト・コミュニケーションズ、等各社に導入いただくなど、着実な販売を行ってまいりました。

統合型モバイルマーケティングサービス「MobileMK」（モバイル・エム・ケー）については、平成20年6月に新バージョンである「MobileMK 1.8」をリリースし、高速メール配信の強化や顧客データ登録・管理等の機能拡張を行いました。また同年12月には個人情報へのアクセス権限機能の追加、平成21年3月には検索機能を強化し、検索条件とユーザーアクションの連携分析を可能にするなど製品力の強化に努めました。グラクソ・スミスクライン株式会社、フュージョン・コミュニケーションズ株式会社、シナネン株式会社、学校法人 ジャパン・ビューティ・アカデミー総合美容学苑、等各社に導入いただくなど、営業活動は順調に推移いたしました。

メールマーケティングソフトウェアである「ClickM@iler」（クリックメーラー）については、平成20年4月にASPサービスである「ClickM@iler.jp」（クリックメーラー・ドット・ジューピー）を発表いたしました。同年10月にはソフトウェア版の「ClickM@iler5.0」をリリース、配信スピードの高速化、携帯電話向けHTMLメールの簡易作成等の機能拡張をいたしました。また、平成21年2月からは株式会社ケイビーエムジェイのレコメンドエンジン「パーソナライズド・レコメンダー」と連携し、サイト内のユーザ行動履歴を基にしたレコメンドメールの自動配信サービスの提供を開始いたしました。これらの連携によりウェブサイトデータとメール配信の連携という次世代統合マーケティングが可能となることから、今後の拡販が期待されております。また、営業施策面においては、利用企業の底辺拡大を目的とした販売代理店への支援強化と代理店の拡大を行い、株式会社teco等と新たに代理店契約を締結し、収益と市場のシェアの拡大に取り組んでおります。「ClickM@iler」については、株式会社カブコン、株式会社白鳩、等各社に導入いただき、「ClickM@iler.jp」については、三菱商事フューチャーズ証券株式会社、ヒルトン・リゾーツ・マーケティング・コーポレーション、株式会社エス・エム・エス、株式会社ブックス、株式会社アニメイト、株式会社ルーク19、等各社に導入いただき、順調に顧客数と売上高を伸ばしました。

ウェブ分析サービス「Omniure SiteCatalyst」（オムニチュア・サイトカタリスト）については、平成20年9月には当社がオムニチュア株式会社の「Omniure Genesisパートナー」（オムニチュア・ジェネシス・パートナー）となり、当社のメールマーケティングソリューションである「ClickM@iler」と「ClickM@iler.jp」を、ウィザードに従って簡単な設定を行うだけでアプリケーションの連携ができる「Omniure Genesis」の統合アプリケーションとして提供することが可能になりました。これにより、ウェブサイトデータとメールマーケティングを関連付けた包括的な効果測定や精度の高いターゲティング及びリマーケティングが可能になり、「Omniure SiteCatalyst」と「ClickM@iler」及び「ClickM@iler.jp」との連携による拡販が期待されています。販売促進活動としては、平成20年5月にオムニチュア株式会社の主催する「Omniure Summit Tokyo 2008」に参加し、販売・サポート会社としての実績をアピールし、また平成21年1月に「次世代マーケティングセミナー」と称し、メール配信とサイト分析ソリューションの統合マーケティングの紹介セミナーを開催するなど顧客との関係強化に取り組みました。ミズノ株式会社、ケンコーコム株式会社、等各社に導入いただくなど、順調に顧客数と売上高を伸ばしました。

さらに経営面においては、事業部制を本格的に開始させ、意思決定の迅速化、責任権限の明確化を推進することで、経営の効率化を一層推進してまいりました。事業部単位での規模拡大については企業としての事業拡大を図ってまいります。また、平成20年9月には、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策を可能にすることを目的に10,792株の自己株式の取得を行いました。

以上の結果、当事業年度の売上高は15億74百万円（前期比100.9%）、営業利益は22百万円（前期比26.5%）、経常利益は50百万円（前期比38.9%）、当期純損失は2億73百万円（前期は当期純利益1億27百万円）となりました。

営業利益につきましては、経営体制ならびに営業力強化のための人員拡充と前事業年度に事業譲受を行った「MO-ON」ののれん償却等の販売費及び一般管理費の増加により、減少したものであります。

当期純損失につきましては、米国グーグル社等に対するDART技術に関する仮処分及び仲裁申立てに関連する弁護士費用等2億46百万円及びモバイル事業の一部事業（平成19年10月1日に事業譲受をした携帯マーケティングASPサービス「MO-ON」（ムーン））に係る減損損失73百万円を特別損失として計上したこと等によるものであります。

なお、平成21年1月29日に開示した「米国グーグル社等に対するDART技術に関する仮処分及び仲裁申立てに関するお知らせ」における米国グーグル社によ

一連の行為は、DART契約を無視した全くの暴挙であるといわざるを得ませんが、当社が従前築いてきたDART技術の重要性と日本市場での広告配信ビジネス展開における当社の位置づけを正しく理解してくれることを期待し、当社は現在係属中の仲裁手続と並行し、今後の円満な協業関係構築に向けたビジネススキームについての協議を同社と続けていく所存でおります。

セグメント別の状況は次のとおりです。

区 分	第 11 期		第 12 期		対前期比 増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
ソフトウェアライセンス	百万円 158	% 10.1	百万円 76	% 4.8	% △51.8
A S P利用	907	58.2	973	61.8	7.2
サービス・その他	494	31.7	525	33.4	6.3
合計	1,559	100.0	1,574	100.0	0.9

ソフトウェアライセンスの売上高は、76百万円と前期比で81百万円の減収（51.8%減）となりました。これは、前期において「DART Enterprise」の大型受注があったためであります。

ASP利用売上高は、9億73百万円と前期比で65百万円の増収（7.2%増）となりました。これは、平成19年10月1日からサービスを開始した携帯マーケティングASPサービス「MO-ON」、平成20年4月15日からサービスを開始した「ClickM@iler.jp」が通期で売上高に寄与したこと、ならびに「DART for Advertisers」、「SiteCatalyst」及び「MobileMK」の着実な拡販によるものであります。

サービス・その他売上高は、5億25百万円と前期比で30百万円の増収（6.3%増）となりました。

(2)設備投資及び資金調達の状況

当事業年度における重要な事項はありません。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第9期 (平成18年3月期)	第10期 (平成19年3月期)	第11期 (平成20年3月期)	第12期 当事業年度 (平成21年3月期)
売上高(千円)	1,207,080	1,375,279	1,559,975	1,574,469
営業利益(千円)	102,273	112,618	85,427	22,641
経常利益(千円)	131,583	142,534	128,416	50,001
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	55,258	159,574	127,466	△273,936
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	272.43	784.94	626.18	△1,384.50
総資産(千円)	3,279,304	3,433,163	3,616,187	3,361,844
純資産(千円)	3,017,068	3,180,512	3,312,398	2,710,397
1株当たり純資産額(円)	14,845.81	15,643.66	16,264.12	14,052.47

(注) 第10期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は、トランス・コスモス株式会社であり、当社の総議決権数の64.06%(123,553株)を保有しております。

なお、トランス・コスモス株式会社は当社製品の販売代理店となっており、取引関係があります。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社は、次代のコミュニケーションのあり方を提案し、さらなる顧客満足の創造に挑み続けるテクノロジーカンパニーとして、インターネット・マーケティングの発展を技術の分野から追求しております。そのような中で、当社の事業領域であるインターネット広告は、大型バナー広告やFlashをはじめとするリッチメディア商品、インターネットCMなどの広告が増加しております。また、モバイルマーケティングの領域においても、新たな広告手法が開発され、今後ますます活況を帯びてくると予想されております。これらの状況に的確かつ迅速に対応するために、当社が行わなければならない重要課題は主に次の5点であると考えております。

①新製品の開発・サービスの拡充

当社は、過去において多くの新製品・新サービスを市場に投入してまいりました。媒体各社や広告主は、インターネットを活用したマーケティング手法や、多彩な効果検証が可能となってきたことに伴い、より費用対効果の高いサービスを求めています。当社は技術力に裏打ちされた信頼性の高い製品・サービス群を保有しておりますが、こうしたインターネット広告市場の成熟に対応する製品を適宜提供し、さらにシステム面及びサポート面からも顧客ニーズに合致したサービスを開発・提供していくことが企業価値を高めていく根幹であると考えております。

②事業部体制の推進

当社は、事業ドメインが明確化していることを受け、事業成長をより促進させるための事業部制を平成20年4月に導入いたしました。今後においても、意思決定の迅速化ならびに責任権限の明確化を推進し、積極的な事業展開を加速していく必要があると考えております。

③事業シナジーの創出

当社は、平成21年4月に各事業部を横断的に支援する組織として「事業開発部」を新設いたしました。当社は、今までに「ClickM@iler」と「Omniure SiteCatalyst」との連携を発表しておりますが、今まで以上に事業部間の相乗効果をもたらすために、既存製品・サービス同士ならびに新たな事業と当社製品・サービスとの連携を図っていくことが課題であると考えております。

④事業投資による市場シェアの拡大

当社は近年、平成17年7月にモバイルマーケティングシステム会社である株式会社インフェイズとの事業統合、株式会社ネクスウェイから平成19年10月に携帯マーケティングASPサービスである「MO-ON」の事業買収など、当社ドメインを積極的に拡大してまいりました。今後においても、さらなる事業規模の拡大を図るための戦略的アライアンスやM&Aに取り組み、インターネット・マーケティング市場シェアの拡大を図っていくことが重要と考えております。

⑤コーポレートガバナンスの強化

当社は、成長に合わせた内部管理体制やコーポレートガバナンスを強化していくことで、適切な内部統制を確立してまいりました。今後においても、当社に見合った内部管理体制やコーポレートガバナンスを強化していくことで、従前以上に内部統制の構築と運用に努めていくことが求められていると考えております。

(6) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

- ① ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）型の広告配信サービス事業
- ② 広告配信ソフトウェアのライセンス供与事業
- ③ ASP型のメール配信サービス事業
- ④ メール配信ソフトウェアのライセンス供与事業
- ⑤ 携帯電話マーケティングソフトウェアのライセンス供与事業・サービス事業
- ⑥ ASP型のウェブ分析サービス事業

(7) 主要な営業所（平成21年3月31日現在）

名	称	所	在	地					
本	店	東	京	都	品	川	区	大	井

(8) 使用人の状況（平成21年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
48名	4名増	36.0歳	3.0年

- (注) 1. 使用人数は、就業員数であります。
2. 使用人数には社外から当社への出向者4名を含んでおります。
3. 使用人数には派遣社員4名を含んでおります。
4. 平均年齢及び平均勤続年数は、出向者4名を除いて算出しております。
5. 平均年齢及び平均勤続年数は、派遣社員4名を除いて算出しております。

(9) 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、DART技術に関する独占的ライセンス契約の誠実な履行を求めため、米国グーグル社、グーグル株式会社に対し、DART契約解除の差し止め等を求める仮処分の申立て（平成20年10月29日実施）及び仲裁の申立て（平成20年11月4日実施）を行いました。

仮処分の申立てにつきましては、ニューヨーク州ニューヨーク郡上位裁判所にて当社の主張が全面的に認容され、米国グーグル社、グーグル株式会社に対する「仲裁手続までの間、DART契約を解除してはならない」等の仮処分の決定を平成20年12月29日に得ることができました。なお、現在係属中の仲裁手続につきましても最終的には当社の主張が認められるものと考えております。

2. 株式の状況（平成21年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 706,176株
 (2) 発行済株式の総数 203,669株
 （自己株式10,792株を含む）
 (3) 株 主 数 7,257名
 (4) 大 株 主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
トランス・コスモス株式会社	株 123,553	% 64.06
株式会社インプレスホールディングス	2,641	1.37
株式会社電通	2,000	1.04
稲場 久雄	1,007	0.52
大阪証券金融株式会社	836	0.43
井戸 幹雄	705	0.37
南里 司	702	0.36
松浦 英次	667	0.35
今喜寿 周之	605	0.31
姚 偉綱	560	0.29

- (注) 1. 出資比率は、自己株式10,792株を控除して算出しております。
 2. 出資比率は、小数点第三位を四捨五入して表示しております。

3. 新株予約権等の状況

当社役員が保有している新株予約権の状況（平成21年3月31日現在）

- ① 平成15年8月8日開催の取締役会決議による新株予約権
- ・新株予約権の数
92個（新株予約権1個につき1株）
 - ・新株予約権の目的である株式の数
92株
 - ・新株予約権の払込金額
無償
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 37,789円（1株当たり 37,789円）
 - ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
資本金組入額 18,895円
資本準備金組入額 18,894円
 - ・新株予約権を行使することができる期間
平成17年9月2日から平成21年9月1日まで
 - ・新株予約権の行使の条件
 1. 権利付与日以降株式の分割または併合が行われる場合、未行使の新株予約権の目的たる株式の数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整されます。
 2. 新株予約権付与後、被付与者が、当社の役員もしくは従業員の地位を喪失した場合、下記3記載の「新株予約権割当契約」に定めるところにより、新株予約権の行使につき別に取り扱うことができるものとします。
 3. 上記の他細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
 - ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	46個	46株	1名

② 平成16年7月30日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
220個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
220株
- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 66,000円（1株当たり 66,000円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
資本金組入額 33,000円
資本準備金組入額 33,000円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成18年9月2日から平成22年9月1日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 1. 権利付与日以降株式の分割または併合が行われる場合、未行使の新株予約権の目的たる株式の数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整されます。
 2. 新株予約権付与後、被付与者が、当社の役員もしくは従業員の地位を喪失した場合、下記3記載の「新株予約権割当契約」に定めるところにより、新株予約権の行使につき別に取り扱うことができるものとします。
 3. 上記の他細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
- ・当社社員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	220個	220株	3名

③ 平成17年7月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
480個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
480株
- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 123,000円（1株当たり 123,000円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
資本金組入額 61,500円
資本準備金組入額 61,500円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年9月2日から平成23年9月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 1. 権利付与日以降株式の分割または併合が行われる場合、未行使の新株予約権の目的たる株式の数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整されます。
 2. 新株予約権付与後、被付与者が、当社の役員もしくは従業員の地位を喪失した場合、下記3記載の「新株予約権割当契約」に定めるところにより、新株予約権の行使につき別に取り扱うことができるものとします。
 3. 上記の他細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	480個	480株	3名

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成21年3月31日現在)

会社における地位及び担当	氏名	他の法人等の代表状況
代表取締役社長 CEO	中山善光	
取締役CTO	高松広明	
取締役CSO	太田浩之	
取締役	井上博文	株式会社ウェブワークス 代表取締役社長 トランスコスモス モバイル ネットワークス株式会社 代表取締役社長
取締役	日高俊児	
取締役	松本卓一	
常勤監査役	日色輝幸	
監査役	古原広行	ティーシーアイ・ビジネス・サービス株式会社 代表取締役社長 株式会社トランスコスモス・アシスト 代表取締役社長 トランス・コスモス健康保険組合 理事長 トランス・コスモス企業年金基金 理事長
監査役	諏訪原敦彦	

- (注) 1. 取締役井上博文氏、日高俊児氏及び松本卓一氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役日色輝幸氏及び監査役諏訪原敦彦氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役諏訪原敦彦氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役古原広行氏は、当社の親会社であるトランス・コスモス株式会社の執行役員管理本部長であります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

平成20年6月26日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって、河野洋一氏、武智清訓氏、田中晃氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

地 位	支給人員 (名)	支給額 (千円)	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等 (千円)
取 締 役	3	53,109	-
(うち社外取締役)	(0)	(-)	(-)
監 査 役	1	3,600	2,400
(うち社外監査役)	(1)	(3,600)	(2,400)
合 計	4	56,709	2,400

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成13年2月28日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成13年1月9日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社の業務執行者としての兼任状況及び当社と当該他の会社との関係
- 取締役井上博文氏は、当社の親会社であるトランス・コスモス株式会社の常務執行役員デジタルマーケティングサービス総括Webインテグレーションサービス本部長を兼務、取締役日高俊児氏は、同社の執行役員デジタルマーケティングサービス総括サービス推進本部長兼アドソリューション部、メディア・ソフト開発部担当を兼務、監査役諏訪原敦彦氏は、同社の関係会社統括部国内関係会社部長を兼務しています。なお、同社は当社製品の販売代理店となっており、取引関係があります。
 - 取締役井上博文氏は、株式会社ウェブ・ワークス、トランスコスモス モバイル ネットワークス株式会社の代表取締役社長であります。
 - 取締役松本卓一氏は、株式会社電通のビジネス統括局デジタルビジネス推進室プロジェクトマネージャーであります。なお、同社は当社と業務提携をしております。

② 他の会社の社外役員としての兼任状況（平成21年3月31日現在）

会社役員の地位	氏名	社外役員 の 兼 任 状 況
常勤監査役	日 色 輝 幸	トランス・コスモス株式会社 社外監査役
監査役	諏訪原 敦彦	応用技術株式会社 社外監査役

③ 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席及び発言状況

地 位	氏 名	活 動 状 況 等	
		出 席 回 数	発 言 状 況
取 締 役	井 上 博 文	14回中11回 (取締役会)	親会社のデジタルマーケティング部門での知見を活かし、取締役会において適宜質問するとともに、必要に応じて意見を述べております。
取 締 役	日 高 俊 児	14回中13回 (取締役会)	親会社のデジタルマーケティング部門での知見を活かし、取締役会において適宜質問するとともに、必要に応じて意見を述べております。
取 締 役	松 本 卓 一	16回中12回 (取締役会)	株式会社電通のeビジネスでの知見を活かし、取締役会において適宜質問するとともに、必要に応じて意見を述べております。
常 勤 監 査 役	日 色 輝 幸	16回中16回 (取締役会) 12回中12回 (監査役会)	親会社の監査役としての知見を活かし、取締役会及び監査役会において適宜質問するとともに、必要に応じて意見を述べております。
監 査 役	諏訪原 敦彦	16回中15回 (取締役会) 12回中12回 (監査役会)	親会社の経理財務部門、税理士としての知見を活かし、取締役会及び監査役会において適宜質問するとともに、必要に応じて意見を述べております。

(注) 当事業年度開催の取締役会は16回、監査役会は12回であり、取締役井上博文氏、日高俊児氏の取締役への就任以降に開催された取締役会は14回となっております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は有能な人材を迎えることが出来るよう、当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は100万円以上または法令が定める額のいずれかの高い額、社外監査役は100万円以上または法令が定める額のいずれかの高い額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(注) 新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22百万円
上記以外の業務に係る報酬等の額	一百万円
合計	22百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ会社の社会的責任を果たすため、取締役会規程、内部監査規程及び内部通報制度規程を定め、監査役及び内部監査責任者による経常的なモニタリングを実施しております。また、取締役の職務の執行が社会的責任を果たすため、取締役に對し、コンプライアンスに関する研修等を通じて、全取締役のコンプライアンスに対する意識をさらに高め、コンプライアンス規程、コンプライアンス行動憲章及びコンプライアンス行動指針に基づいた職務の執行を徹底しております。

社外取締役を選任し、取締役の職務の執行にかかる適法性を高めております。また、反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備し、所轄の警察署及び顧問弁護士との連携を強化し、情報収集に努めております。

また、法令違反行為に関する通報に対して適切な対応をするため、内部通報制度を設け社内に通報窓口を設置し、同窓口では通報者を保護しながら速やかに是正及び再発防止の措置を講じる監査役会により、内部統制システムの機能と有効性を監査しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、取締役会規程に基づき実行しております。職務の執行に係る文書その他の情報については、文書管理規程、契約書取扱規程及び内部取引管理規程の運用を実施しており、継続的に運用状況の検証や各規程等の見直しを定期的に行っております。なお、業務を効率的に推進するために、業務システムの合理化やIT化を推進しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役社長は内部監査規程に基づき、社長直轄の下に内部監査室を設置し、内部監査責任者及び内部監査担当者を任命しております。内部監査責任者は所定の手続により、監査計画の立案を行い、計画に基づく監査を実施し、法令定款違反や、その他リスクの可能性を発見し、リスクの未然防止もしくは、それを最小限にとどめることを重要な目的として業務遂行しております。また、

各部門の責任者はリスクマネジメント基本規程に基づき、それぞれの部門に関するリスクの管理を実行し、リスク情報を発見した場合には、速やかに報告を行う体制を構築しております。

その他リスク情報の収集を容易にするため、従業員に対してリスク管理の重要性を周知徹底し、リスク情報を発見した場合には、速やかに組織を通じた適切な報告をするよう指導しております。また、情報管理の周知徹底を図るため、プライバシーマークを取得しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

取締役会規程、職務権限規程、組織規程、執行役員規程及び稟議規程に基づき、代表取締役社長、業務執行取締役、執行役員、各部門の責任者の決裁権限と責任を明確にし、それぞれの担当する部門とその業績目標を明確化し、職務執行の効率化を図っております。また、代表取締役社長、業務執行取締役、執行役員から構成される経営会議を定期的に開催し、多面的検討を経て事業内容の適切な把握と運営の効率性を確保しております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ会社の社会的責任を果たすため、コンプライアンス行動憲章規程、就業規程及び内部通報制度規程を定め、監査役による経常的なモニタリングを実施しております。また、使用人に対し、コンプライアンスに関する研修の実施、マニュアルの作成・配付等を通じ、知識を高め、コンプライアンスの維持を図っております。

⑥ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はトランス・コスモス株式会社の子会社であり、その企業集団の一員として、企業グループ全体の業務適正を確保することが重要であるとの基本認識をコンプライアンスの基礎としております。トランス・コスモス株式会社との連携体制については、トランス・コスモス株式会社から社外取締役を招き入れ、トランス・コスモス株式会社が主催する内部監査研究会への参画や管理部門会議の定期的開催を通じ、実務的な連携強化と共通認識に基づくコンプライアンス全般の強化・改善を進めております。トランス・コスモス株式会社において、グループのコーポレートガバナンス及び「子会社に対する不当な取引の要求等を防止するための体制」が構築されており、当社としては特段の体制を必要としておりませんが、当社取締役会規程、稟議規程及び職務権限規程等の適正な

運用を通じ、不当な取引の発生は排除される仕組みを構築しております。

社内体制としては、当社担当取締役、各部門の責任者は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制のための運用の権限と責任を有し、その体制を整備しております。

当社の内部監査室は内部監査を実施し、その結果を上記の責任者に報告し、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行っております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が補助使用人を置くことを求める場合、監査役は、その人数、要件、期間及び理由を書面により管理部門の責任者に提出し、その求めに対して取締役は監査役との適正な意思疎通に基づき、管理部門の責任者その他の関係各方面の意見を十分に考慮のうえ補助使用人を選任し、取締役会に付議することとし、監査役の求めに応ずることを原則としております。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めに応じて選任された補助使用人は、取締役からの独立性の確保を重視し、監査役の専属としたうえ、指揮命令は監査役に帰属することを原則といたします。また、補助使用人の報酬は社内規程に準拠し、人事考課については、監査役と調整のうえ決定するものとし、予め定めた期間中に人事異動が必要となった場合においても同様としております。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、以下のような項目を定期的に監査役会に報告することとし、監査役は取締役会や重要な会議に出席して、報告を受けることとしております。

- ・ 取締役会決議事項、報告事項
- ・ 月次、四半期、半期、通期の業績、業績見通し及び経営状況
- ・ 重要な開示資料の内容
- ・ 重要な組織・人事異動
- ・ 当社に著しい損失を与える恐れのある事項
- ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更

- ・ 内部監査室の活動状況
- ・ その他、重要な稟議・決裁事項

この他、監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じた場合には、速やかに報告いたします。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は監査役の監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めることとし、監査役との適切な連携を図り効果的な監査業務の遂行を可能とするよう、定期的な意見交換を行い、効果的な監査業務の実行をサポートしております。

監査役会は代表取締役及び取締役に対して、監査方針及び監査計画ならびに監査の実施状況及び結果等について適宜説明を実施いたします。また、監査役会は、定期的に監査法人と会合をもち、会計監査及び内部統制監査の状況について報告を求めるものとしております。

⑪ 適時適正開示を行うための体制

開示マニュアルを制定し、役職員に周知徹底を図り、開示情報の網羅性を確保するとともに経営会議において内容確認を行うことにより適正を確保し、適時開示を行うこととしております。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,228,012	流 動 負 債	640,476
現金及び預金	603,359	買掛金	334,515
売掛金	167,034	未払金	45,352
前払費用	57,682	未払費用	3,434
立替金	34	未払法人税等	5,030
預け金	2,400,000	未払消費税等	15,006
その他	0	預り金	3,270
貸倒引当金	△100	前受収益	99,690
		賞与引当金	4,278
固 定 資 産	133,831	訴訟損失引当金	124,509
有形固定資産	27,903	為替予約	4,678
建物	12,562	その他	709
工具、器具及び備品	15,341	固 定 負 債	10,970
無形固定資産	15,201	繰延税金負債	5
ソフトウェア	14,400	退職給付引当金	7,494
電話加入権	800	為替予約	3,470
投資その他の資産	90,727	負 債 合 計	651,446
投資有価証券	219	純 資 産 の 部	
破産更生債権等	105	株 主 資 本	2,718,164
長期前払費用	45,048	資本金	1,883,782
敷金及び保証金	45,459	資本剰余金	1,098,186
貸倒引当金	△105	資本準備金	497,140
資 産 合 計	3,361,844	その他資本剰余金	601,046
		利益剰余金	68,362
		その他利益剰余金	68,362
		繰越利益剰余金	68,362
		自己株式	△332,166
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△7,766
		その他有価証券評価差額金	8
		繰延ヘッジ損益	△7,774
		純 資 産 合 計	2,710,397
		負 債 純 資 産 合 計	3,361,844

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		1,574,469
売 上 原 価		1,023,881
売 上 総 利 益		550,588
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		527,946
営 業 利 益		22,641
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	33,617	
受 取 配 当 金	1	
仕 入 割 引	2,276	
雑 収 入	455	36,350
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	6,327	
自 己 株 式 取 得 費 用	2,641	
雑 損 失	21	8,990
経 常 利 益		50,001
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	49	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	24	73
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,691	
減 損 損 失	73,764	
訴 訟 関 連 損 失	121,755	
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	124,509	321,721
税 引 前 当 期 純 損 失		271,646
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		2,290
当 期 純 損 失		273,936

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：千円）

株主資本	
資本金	
前期末残高	1,883,669
当期変動額	
新株の発行（新株予約権の行使）	113
当期変動額合計	113
当期末残高	1,883,782
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	497,027
当期変動額	
新株の発行（新株予約権の行使）	113
当期変動額合計	113
当期末残高	497,140
その他資本剰余金	
前期末残高	601,046
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	601,046
資本剰余金合計	
前期末残高	1,098,073
当期変動額	
新株の発行（新株予約権の行使）	113
当期変動額合計	113
当期末残高	1,098,186
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	342,298
当期変動額	
当期純損失	△273,936
当期変動額合計	△273,936
当期末残高	68,362
利益剰余金合計	
前期末残高	342,298
当期変動額	
当期純損失	△273,936
当期変動額合計	△273,936
当期末残高	68,362

自己株式		
前期末残高		—
当期変動額		
自己株式の取得		△332,166
当期変動額合計		△332,166
当期末残高		△332,166
株主資本合計		
前期末残高	3,324,041	
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		226
当期純損失		△273,936
自己株式の取得		△332,166
当期変動額合計		△605,876
当期末残高		2,718,164
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高		—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		8
当期変動額合計		8
当期末残高		8
繰延ヘッジ損益		
前期末残高		△11,642
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		3,867
当期変動額合計		3,867
当期末残高		△7,774
評価・換算差額等合計		
前期末残高		△11,642
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		3,875
当期変動額合計		3,875
当期末残高		△7,766
純資産合計		
前期末残高	3,312,398	
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		226
当期純損失		△273,936
自己株式の取得		△332,166
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		3,875
当期変動額合計		△602,000
当期末残高		2,710,397

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産

のれんについては、5年間の定額法によっております。

（リース資産を除く）

市場販売目的のパッケージソフトウェア制作費については、見込販売額に基づく償却額と見込販売可能期間（3年）に基づく定額償却額のいずれか大きい額により償却しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

均等償却

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

① ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建金銭債務・外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、外貨建取引の為替レートの変動によるリスクをヘッジするため、実需の範囲内で為替予約を締結しております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

予定取引について為替予約を付しているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えております(当事業年度末における有効性の評価を省略しております)。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

また、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------------------|----------|
| (1)有形固定資産の減価償却累計額 | 52,111千円 |
| (2)関係会社に対する金銭債権、債務は以下のとおりであります。 | |
| ① 短期金銭債権 | 21,108千円 |
| ② 短期金銭債務 | 4,488千円 |

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引

売上高	290,148千円
売上原価	720千円

② 営業取引以外の取引高	33,159千円
--------------	----------

(2) 減損損失の内容

当社は、原則として、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っております。当事業年度においてモバイル事業の一部事業（携帯マーケティングASPサービス「MO-ON」）について、当初想定していた収益を見込めなくなったため、減損損失を認識しております。

その内訳は、以下の通りであります。

なお、当該事業用資産の回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。正味売却価額は、売却や他への転用が困難な資産はゼロとして評価し、使用価値は、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、ゼロと算定しております。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
分室 (東京都品川区)	携帯マーケティングASPサービス 「MO-ON事業」	建物	1,857
		工具、器具及び備品	3,306
		ソフトウェア	5,583
		のれん	63,017
		合計	73,764

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	203,663株	6株	一株	203,669株

(注) 発行済株式の総数の増加は、当事業年度におけるストックオプションの権利行使に伴う新株の発行による増加分であります。

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	一株	10,792株	一株	10,792株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加10,792株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末における新株予約権に関する事項

	平成15年8月8日 取締役会決議分	平成16年7月30日 取締役会決議分	平成17年7月29日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	149株	320株	395株
新株予約権の残高	149個	320個	395個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	286,703千円
減損損失	30,014千円
訴訟損失引当金	50,662千円
その他	18,912千円
繰延税金資産小計	386,293千円
評価性引当額	△386,293千円
繰延税金資産の合計	－千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5千円
繰延税金負債の合計	△5千円
繰延税金負債の純額	△5千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引は通常の売買取引に係る会計処理によっておりますが、当事業年度末現在、該当するリース契約はありません。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しており、その内容は次のとおりであります。

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

リース契約のリース期間が満了したため、該当事項はありません。

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

リース契約のリース期間が満了したため、該当事項はありません。

(3) 上記の他、当該リース物件に係る重要な事項

支払リース料	97千円
減価償却費相当額	81千円
支払利息相当額	3千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

定額法

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース資産計上額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(7) 計算書類提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	トランス・コスモス株式会社	29,065	情報サービス事業及びベンチャー事業	直接 64.06	当社製品の販売 役員の兼任	製品の 販売	290,148	売掛金	21,108

(イ) 計算書類提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び計算書類提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ティーシーアイ・ビジネス・サービス株式会社	100	トランス・コスモス株式会社グループ企業に対するシェアードサービス事業	-	余資の運用 役員の兼任	資金の 預入	2,400,000	預け金	2,400,000
						受取利息	33,488	-	-

(注) 1. 上記(7)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 当社製品の販売については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 預け金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲に変更はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	14,052円47銭
(2) 1株当たり当期純損失	1,384円50銭

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年 5 月 13 日

ダブルクリック株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 川 一 夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 川 豪 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 長 南 伸 明 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダブルクリック株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月14日

ダブルクリック株式会社 監査役会
常勤監査役 日 色 輝 幸 ㊟
監 査 役 古 原 広 行 ㊟
監 査 役 諏 訪 原 敦 彦 ㊟

以 上

